

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構
有資格者支援特別委員会細則

(目的)

1. 本細則は、有資格者の資質向上と職業倫理および社会的責務の遂行を目的とし、有資格者の支援要請に対応するために、有資格者支援特別委員会（以下「委員会」という）が行う活動内容を定めたものである。

(災害時への有資格者への支援)

2. 災害発生時の有資格者の安否確認、ニーズ調査、支援活動
防災に関する啓発研修
有資格者が、実施する災害支援活動への支援。
支援活動に関しては、必要に応じ、一般社団法人日本臨床発達心理士会および支部と連携して実施するものとする。
 - (1) 有資格者への安否確認、ニーズ調査は会員情報システム（SOLTI）を使用して機構執行部と行うことができる。
 - (2) 災害緊急支援チームが結成できるように、有資格者のチーム登録者を募る。
なお、災害時に派遣される支援チームのメンバーは、一定の災害時の支援に関する研修を受けた者が当たる。

(緊急支援)

3. 有資格者が虐待、ハラスメント、事故・事件等の被害者になった場合の相談、および支援。有資格者が実施する緊急支援活動への支援。
 - (1) 相談申込は、本機構が問題とすべき事案と認定された場合、適切な支援を検討する。事案によっては、機構倫理委員会での検討、または本委員会と協働して支援するものとする。相談申込は、機構事務局に別途書式用紙を郵送、または、保護化された電子メールによる送付によって受け付ける。
 - (2) 複数の面接担当者による面接調査（オンライン面接を含む）をした後に、支援を検討する。面接調査に関するマニュアルは別途定める。また、必要に応じて弁護士の見解を支援の判断の参考とすることができる。
 - (3) 当該のハラスメント等について、本機構が問題とすべき事案であると認定された場合、本委員会は必要とされる適切な支援案を検討し、被害者のプライバシーに配慮した上で、理事会及び社員総会に報告する。
 - (4) ハラスメント等を受けたと認定された者の、臨床発達心理士の活動や機構業務の安全を脅かす緊急事態が生じた場合、または、加害者が本機構有資格者であった場合、その案件の内容に応じて、理事会あるいは機構倫理委員会等において適切な支援を求めることができる。ただし社員総会に報告するものとする。
 - (5) ハラスメント等を受けたと認定された者が、ハラスメント等によって臨床発達心理士の活動や機構業務から離れざるをえなくなった場合、その復帰に際しては、円滑な復帰が可能になるように支援する。

(6) 緊急支援に当たる有資格者には、支援のための研修を受けることを勧める。

(研究・研修活動への助成)

6. 有資格者が臨床発達心理士の資質向上に関わる研究・研修を活性化するための助成をしていく。(研究基金の創設、他団体からの助成金確保の支援を検討する)

(改廃)

7. 細則の改廃は委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

2023年6月11日 策定

(附帯事項)

6. に関しては、事務処理会計規程に掲載していく